

養介護施設従事者等による高齢者虐待防止

【参考資料】

	内 容	頁
1	養介護事業者等による高齢者虐待類型（例）	1-3
2	身体拘束に対する考え方について	4-6
3	養介護施設従事者等による高齢者虐待のとりえ方に関するQ & A	7-9
4	養介護施設従事者等による高齢者虐待例一覧	10
5	虐待の芽チェックリスト	11-14
6	虐待の芽チェックリスト活用例	15
7	高齢者虐待防止のセルフチェックリスト	16-17
8	高齢者虐待防止のための組織体制チェックリスト	18
9	事業所自己点検シート 身体拘束廃止を進めるための 18 のチェックポイント	19-22
10	「その人らしさ」を大切にしたケアを目指して（小冊子）※表紙のみ	23
11	小冊子の講師ガイド※表紙・目次のみ	24-25
12	（通知）高齢者虐待の解釈について	26
13	（通知）養介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止及 び 有料老人ホームに対する指導の徹底等について	27-30
14	（通知）養介護施設従事者等による高齢者虐待等に対する指導・ 監査等の実施について	31-32
15	（通知）高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保の た めの更なる指導の徹底について	33-35

◇養介護施設従事者等による高齢者虐待類型（例）◇

区分	具体的な例
i 身体的虐待	<p>① 暴力的行為（※1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 <p>など</p> <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 ・家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。 ・通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。 <p>など</p> <p>③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束・抑制</p>
ii 介護・世話の放棄・放任	<p>① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 <p>など</p> <p>② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にもかかわらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 ・介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る。 <p>など</p> <p>③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 <p>など</p> <p>④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 ・高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。 ・必要なセンサーの電源を切る。 <p>など</p> <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。 <p>など</p>

区分	具体的な例
iii 心理的虐待	<p>① 威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」、「追い出すぞ」などと言いつす。 <p>など</p> <p>② 侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排せつ介助の際、「臭い」、「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 <p>など</p> <p>③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意味もなくコールを押さないで」、「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等を無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 <p>など</p> <p>④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 <p>など</p> <p>⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 <p>など</p> <p>⑥ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 <p>など</p>
iv 性的虐待	<p>○ 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のまま放置する。 ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 <p>など</p>

区分	具体的な例
v 経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人の合意なしに^(※2)、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 ・ 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・ 金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

(※1) 身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和25年6月10日）。

(※2) 本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や用途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者または親族との関係性・従属性や従来の世帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。

参考：社団法人 日本社会福祉士会，市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き，中2012, p5-7. を基に作成。

3) 身体的拘束等に対する考え方

「緊急やむを得ない場合」の適正な手続きを経ていない身体的拘束等は、原則として高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

平成12年の介護保険制度の施行時から、介護保険施設等において、高齢者をベッドや車いすに縛りつけるなど身体の一部を奪う身体的拘束等は、介護保険施設の運営基準により、サービスの提供に当たっては、例外的に入所者の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」行ってはならないとされており、原則として禁止されています^(※1)。

(※1) 例外的に身体的拘束等を行う場合の要件規定があるサービス種別

(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護、(介護予防) 特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

身体的拘束等は、医療や介護の現場では援助技術の一つとして安全を確保する観点からやむを得ないものとして行われてきた経緯がありますが、これらの行為は、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的な苦痛を与えるとともに、関節の拘縮や筋力の低下など高齢者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性もあることに加え、拘束されている高齢者を見た家族にも混乱や苦悩、後悔を与えている実態があります。

また、身体的拘束等による高齢者への行動制限は、医療機関や介護保険施設等だけでなく、家庭内における在宅介護等の場面でも発生する可能性があり、在宅であっても身体的拘束等は高齢者に対して精神的苦痛や身体的機能の低下を招く危険性があることは同様です。

2 拘束が拘束を生む「悪循環」

身体拘束による「悪循環」を認識する必要がある。認知症があり体力も弱っている高齢者を拘束すれば、ますます体力は衰え、認知症が進む。その結果、せん妄や転倒などの二次的、三次的な障害が生じ、その対応のためにさらに拘束を必要とする状況が生み出されるのである。

最初は「一時的」として始めた身体拘束が、時間の経過とともに、「常時」の拘束となってしまう、そして、場合によっては身体機能の低下とともに高齢者の死期を早める結果にもつながりかねない。

身体拘束の廃止は、この「悪循環」を、高齢者の自立促進を図る「よい循環」に変えることを意味しているのである。

出典：厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議，身体拘束ゼロへの手引き，2001，p. 6.

高齢者が、他者からの不適切な扱いにより権利を侵害される状態や、生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることは許されるものではなく、仮に、高齢者や高齢者の家族が同意したとしても、身体的拘束等は原則として高齢者虐待に該当する行為と考えられます。身体拘束に該当する行為を判断する上でのポイントは、「高齢者本人の行動の自由を制限しているかどうか」になります。

ただし、高齢者や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合など、「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議発行）において「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、例外的に高齢者虐待にも該当しないと考えられます。

身体的拘束等については、運営基準に則って運用することが基本となります。

身体拘束の具体例

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議，身体拘束ゼロへの手引き，2001，p. 7.

なお、これらの11項目は、あくまでも例示であり、他にも身体的拘束等に該当する行為があることに注意する必要があります。

身体的拘束等に対しては、高齢者への身体的拘束等を必要としない状況を目指し、「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件の再検討等を行うとともに、高齢者や家族に対して、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を詳細に説明し、十分な理解を得る努力が求められます。高齢者や家族に対して、身体的拘束等の説明を行い、理解を得ることは、単に同意書があればよいことではなく、家族の希望があれば身体的拘束等を行うことができるということでもありません。あくまでも、「緊急やむを得ない」場合であることの客観的な判断が必要であり、しかも慎重かつ十分な手続きのもとでなされる必要があります。

当該要件を満たす場合に限り身体的拘束等を行うことができますが、運営基準に基づき、その手続きとして、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、2年間保存することが必要です。

「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件（全て満たすことが必要）

- **切迫性**：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- **非代替性**：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- **一時性**：身体拘束は一時的なものであること

○留意事項

身体的拘束等の適正化を図るため、運営基準に基づき介護保険施設等のうち、対象事業^(※2)のサービス事業者は、以下の措置を講じなければならないこととされています（平成30年度施行）。この措置は、身体的拘束等を行っていない場合でも講じることが義務付けられています。

なお、当該記録があったとしても、以下の措置が行われていなければ、報酬基準及び解釈通知の規定による報酬請求上の措置として、身体拘束廃止未実施減算を適用し、改善計画を提出し、それに基づき改善が図られるまで、その事実が生じた月（行政側が発見した月）の翌月から少なくとも3か月間は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算することが規定されています。

- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（※3）を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（※2）介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護

（※3）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護においては、運営推進会議を活用することができることとする。

なお、例外的に身体的拘束等を行う場合の要件規定がある介護保険のサービス種別以外の養介護施設等については、身体的拘束等は例外なく認められないものであることから、行政機関として適切な対応を行う必要があります。

養介護施設従事者等による高齢者虐待のとりえ方に関するQ&A

〔身体的虐待〕

Q1: ベッドに三点柵を付けることは、身体拘束にあたるか。

A1: 身体拘束は柵の本数によるものでなく、「利用者の行動を制限する行為」に該当するか否かで判断します。「利用者の行動を制限する行為」は利用者の心身の状況によって異なるものであるため、利用者またはその家族、介護を行う者の話し合いによって判断することになります。身体拘束は、適切な手続きを経たうえで緊急やむを得ない場合で一時的なもののみが認められています。

Q2: 認知症のある高齢者本人の同意によって身体拘束を行っている場合には、虐待に該当しないと考えてもよいか。

A2: 本人の判断能力の程度によらず、本人、家族や成年後見人等の同意のみによる身体拘束は虐待に該当します。したがって、本人が認知症の場合においても、前頁の3要件を満たし、かつ、手続き上の手順が適正に取られているかを確認することが必要です。

Q3: 徘徊のリスクのある一人暮らしの認知症高齢者が訪問介護を利用している。高齢者の安全を守るため家族とも相談し、同意を得た上で、訪問介護員が帰宅する際に、玄関につっかえ棒をして高齢者が外出できないようにしているが、これは高齢者虐待に該当するか。

A3: 身体拘束の具体例(p9)の中には「⑩自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。」が含まれており、高齢者を外出できないよう閉じこめる行為は身体拘束に該当するものと考えられます。

〔介護・世話の放棄・放任〕

Q4: 第2条第5項の虐待の定義において、「介護・世話の放棄・放任」及び「心理的虐待」については「著しい」という限定がなされているが、これはどういう意味か。

A4: ここにおける著しいとは、介護・世話の放棄・放任が不作為であり、心理的虐待は主観的な内容を含むものであるため、外形的に虐待と判断しにくいことから、「著しい」とし、不適切な介護との区別を行う趣旨です。したがって、誰が見ても疑う余地のない程度の重い結果が生じているものを指すというのではなく、外形上、軽微なもののように見えても、それが日常的または継続してなされたり、複数の行為が重なってなされたような場合で、高齢者の生命、身体、精神に影響を及ぼす場合には「介護・世話の放棄・放任」、「心理的虐待」と判断すべきです。

Q5: 面会に来た家族が本人に暴言や暴力をふるったりすることで、本人が身体的精神的に被害を受けているにもかかわらず、施設側が何ら対応をとらない。施設側の対応は高齢者虐待に該当するか。また、家族が本人の資産や年金を流用しているのを発見した場合はどうか。

A5: 面会に来た家族の暴言や暴力を発見した養介護施設従事者等は、まず本人の安全を確保する手立てを講じる必要があり、そうした対応がなされない場合は、職務上の義務を著しく怠ったとして「介護・世話の放棄・放任」に該当します。

家族が本人の資産や年金を流用することは養護者による虐待に当たりますので、それを発見した場合は、第7条により速やかに市町村に通報しなければなりません。

養介護施設従事者等による高齢者虐待のとりえ方に関するQ&A

Q6: 同僚の虐待行為を知った職員が、誰にも報告せず、その行為を放置した。この行為は、介護・世話の放棄・放任に該当するか。

A6: 同僚の虐待行為を放置した職員の対応も、職務上の義務を著しく怠ったとして「介護・世話の放棄放任」に該当します。

施設内で同僚が虐待行為を行っているのを発見した場合、本人の安全を確保する手立てを講じる必要があり、それとともに、第21条第1項により速やかに市町村に通報しなければなりません。施設内虐待は外部から見えにくく、お互いにかばい合いをすることを防ぐ趣旨からも、この規定は、同一施設・事業所の中で虐待行為が発見された場合、身体・生命に危険が及んでいるかを問わずに、通報義務が定められています。市町村としても、広報・研修等を通じた積極的な啓発活動により、養介護施設従事者等に対して、虐待を発見したら迷わずに通報するように促す取組みが必要です。

〔心理的虐待〕

Q7: 心理的虐待の「著しい心理的外傷」をどのようにとらえたら良いか。

A7: ①高齢者虐待防止法は、心理的虐待については「高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動」と規定していますが、養介護施設従事者等の言動を高齢者本人が嫌がっている、本人を基準として心理的虐待と判断できます。セクシャルハラスメントにおいてはその被害を受けた当事者が嫌がっている、セクハラと判断する流れができつつあります。

また、本人の判断能力が低下していて、主観的に意思表示できなくても、客観的に見て問題のある行為であれば、心理的虐待と判断できます。

②職場におけるハラスメント行為が使用者の債務不履行や不法行為として、損害賠償義務が生じる要件としては、「精神障害を発症させる程度に過重」であることが必要との判例もありますが、高齢者虐待防止法が定める「虐待」にあたるか否かは、高齢者本人がその人らしい生活を送る権利を侵害されていないかという観点から判断されるものです。したがって、「心理的虐待」として判断するには、「精神障害を発症させる程度に過重」であることまでは必要ありません。

参考:(千葉家庭裁判所松戸支部審判・平成16年(家)第151号・審判期日16年6月16日)
児童福祉法上の措置権行使の判断でも、「死んでしまえ」などと怒鳴る行為と不安症状の出現との因果関係を客観的に認定しています。

Q8: 施設側の都合で、利用者の臥床・離床・起床等を強制的に行うことは虐待に該当するのか。

A8: 利用者の意向を無視したり、状態を考慮しなかったりする介護が、利用者の尊厳を傷付け、意欲や自立心を減退させる場合は、心理的虐待に該当すると考えられます。

養介護施設従事者等による高齢者虐待のとりえ方に関するQ&A

〔経済的虐待〕

Q9: サービス利用者に対して、事業所に金銭を寄付・贈与するような契約書が作成され、それが実行された。経済的虐待に該当するか。

A9: サービス利用者の判断能力の程度や動機により、経済的虐待に該当するかどうかは異なります。

サービス利用者に判断能力があり、その真摯な意思に基づいて、事業所に金銭を寄付、贈与する契約を締結した場合には、経済的虐待と判断するのは困難です。しかし、判断能力があっても例えば施設に世話になっているから断りにくい、断ると不利益があるかもしれないと考え、やむを得ず契約した場合には真摯な意思の発現とは言えず、したがって経済的虐待に該当することもあります。

なお、寄付、贈与をすることの意味を理解するだけの判断能力がない場合、その意思に基づいて寄付、贈与することは不可能なので、寄付、贈与の契約を締結させることは経済的虐待に該当します。

Q10: 養介護施設従事者等が利用者の金銭を私的に預かり使用することは、業務の範囲外のため経済的虐待には当たらないか。

A10: 第2条第5項には、「業務に従事するものが・・・」と規定されており、サービス・業務の範囲かどうかは関係ありません。法による立入調査や刑事事件としても検討が必要です。

〔虐待と犯罪との関係〕

Q11: 虐待と犯罪の関係はどのように捉えたらよいか。

A11: 虐待は極めて重大、悪質な権利侵害で、虐待が刑法等の犯罪に該当する場合があります。

ただし、市町村や都道府県の行う虐待対応は、高齢者の権利利益の擁護を目的に高齢者虐待防止法に基づく事実確認や権限行使を行うものであり、警察の行う犯人・犯行の捜査や処罰を目的とした刑法の適用とは目的も手法も異なるものです。しかし、極めて悪質な虐待の場合は、警察との連携が必要になることもあります。

参考として、虐待の類型と刑法の規定する犯罪の関係を例示します。

【身体的虐待】

殺人罪(刑199条) 傷害罪(刑204条) 傷害致死罪(刑205条) 暴行罪(刑208条) 業務上過失致死傷罪(刑211条) 逮捕・監禁罪(刑220条) など

【介護・世話の放棄・放任】

保護責任者遺棄罪(刑218条) 遺棄致死傷罪(刑219条) など

【心理的虐待】

脅迫罪(刑222条) 強要罪(刑223条) 名誉毀損罪(刑230条) 侮辱罪(刑231条) など

【性的虐待】

強制わいせつ罪(刑176条) 強姦罪(刑177条) 準強制わいせつ罪、準強姦罪(刑178条) など

【経済的虐待】

詐欺罪(刑246条) 恐喝罪(刑249条) 横領罪(刑252条) 業務上横領罪(刑253条) など

養介護施設従事者等による高齢者虐待例一覧

<p>高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること</p> <p>1. 暴力的行為(身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為であれば、身体的虐待と判断することができる)</p> <p>①平手打ちをすする。つねる。殴る。蹴る。</p> <p>②ぶつかって転ばせる</p> <p>③刃物や器物で外傷を与える。</p> <p>④入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 など</p> <p>⑤本人に向けて物を投げつけたりする。 など</p> <p>2. 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <p>⑥医学的診断や介護サービス等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。</p> <p>⑦介護がしやすいうように、職員の手でベッド等へ抑えつける。</p> <p>⑧車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 など</p> <p>⑨食事の際に、職員の手で本人が拒否しているの口に入れて食べさせる。 など</p> <p>3. 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</p> <p>⑩徘徊しないように、車いすやベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑪転落しないように、ベッドや体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑫自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。</p> <p>⑬点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑭点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</p> <p>⑮車いすや車いすからずり落ちたり、立ち上がりたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。</p> <p>⑯立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。</p> <p>⑰脱衣やおむつは替えずに制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。</p> <p>⑱他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑲行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</p> <p>⑳自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 など</p> <p>4. その他</p> <p>高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること</p> <p>1. 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <p>①入浴しておらず異臭がする。髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。</p> <p>②褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。</p> <p>③おむつが汚れている状態を日常的に放置している。</p> <p>④健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。</p> <p>⑤健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。 など</p> <p>⑥室内にこみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など</p> <p>2. 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <p>⑦医療が必要な状況にも関わらず、要診させないあるいは救急対応を行わない。</p> <p>⑧処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 など</p> <p>3. 必要ない用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <p>⑨ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。</p> <p>⑩必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など</p> <p>4. 高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置</p> <p>⑪他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手を立てていない。 など</p> <p>5. その他職務上の義務を著しく怠ること</p> <p>6. その他</p>	<p>高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと</p> <p>1. 威嚇的な発言、態度</p> <p>①怒鳴る、罵る。</p> <p>②「ここ(施設・居室)にいらなれなくてやめて」「追い出すぞ」などと言いつづ。 など</p> <p>2. 侮辱的な発言、態度</p> <p>③排泄の失敗や食べこぼしなど老化的現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。</p> <p>④日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。</p> <p>⑤排泄時介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 など</p> <p>⑥子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など</p> <p>3. 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <p>⑦「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの!」などと言う。</p> <p>⑧他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いつづ。</p> <p>⑨話しかけ、ナースコール等を無視する。</p> <p>⑩高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 など</p> <p>⑪高齢者がしたくでもできないことを当てつけにやってみせる(他の利用者にもやらせる)。</p> <p>⑫高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <p>⑬トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。</p> <p>⑭自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など</p> <p>5. 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <p>⑮本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。</p> <p>⑯理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 など</p> <p>⑰面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など</p> <p>6. その他</p> <p>⑱車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。</p> <p>⑲自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。</p> <p>⑳入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。</p> <p>㉑本人の意思に反した異性介助を繰り返す。</p> <p>㉒本人の浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など</p> <p>高齢者についていせつな行為をすること又は高齢者をしていせつな行為をさせること</p> <p>1. 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要</p> <p>①性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。</p> <p>②わいせつな映像や写真をみせる。</p> <p>③本人を裸にする、またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。</p> <p>④排泄時や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままに放置する。</p> <p>⑤本人の前で排泄させたり、おむつ交換をさせたりする。またその場面を見せたいための配慮をしない。 など</p> <p>2. その他</p> <p>高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること</p> <p>1. 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <p>①事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。</p> <p>②金銭・財産等の着服・窃盗等(高齢者のお金を盗む、無断で使う、無断流用する、おつりを渡さない)。</p> <p>③立湯場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 など</p> <p>④日常的に使用してお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など</p> <p>2. その他</p>	<p>身体的虐待</p>	<p>性的虐待</p>	<p>経済的虐待</p>
--	--	--------------	-------------	--------------

出典)平成30年3月厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」7～9頁より引用

虐待の芽チェックリスト(相談援助職版) (介護支援専門員等)

虐待の芽や不適切ケアを自己チェックして、高齢者虐待を防止しましょう。
 あてはまるチェック欄に○をつけてみてください。その後、結果について話し合う等の機会を作りましょう。

標題	番号	チェック項目	チェック欄(○)		
(※標題では想定できるカテゴリーを例示しています) 心理的	1	利用者に友達感覚で接したり、子供扱いしたりしていませんか？	している	してい ない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
	2	利用者に対して、居宅サービス計画等に基づかず、あだ名や○○ちゃん呼び、呼び捨てなどをしていませんか？	している	してい ない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
	3	利用者に対して、威圧的な態度、命令口調(「○○して」「ダメ!」など：スピーチロック等)で接していませんか？	している	してい ない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
	4	利用者への声掛けや了解なしに体に触れたり、居室に入ったり、勝手に私物に触ったりしていませんか？	している	してい ない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
	5	利用者のプライバシーに配慮せず、職員や関係機関で話題にしたり、明確な目的がなく個人情報を取り扱ったりしていませんか？	している	してい ない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
	6	利用者に対して会話を拒否するように「ちょっと待って」「また今度」等を繰り返すなどの対応していませんか？	いる	いない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
	7	利用者に意思・意向を確認しないまま勝手に私物を捨てたり、片付けたりしていませんか？	している	してい ない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
	8	利用者の意向や意見、訴えに対して、不当に無視や否定的な態度をとったりしていませんか？(「どうせ言ってもわからない」等決めつけてしまうことも含む)	している <small>することがある が必要 性を説明できる</small>	してい ない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
	9	利用者の理解や同意を得ないままに、利用者の意向を聴かず家族の意向を優先したり、支援者が良かれと思った介護サービス等の利用を押しついたりしていませんか？	している <small>することがある が必要 性を説明できる</small>	してい ない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
	10	利用者や利用者の家族の言動を、ふざけるなどしてあざ笑ったり、悪口を言ったりしていませんか？	している	してい ない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
身体的	11	利用者の行動を制限するような「つなぎ服」や「ミトンの手袋」、「中から開かないように外から鍵を閉める」など、身体拘束と意識せずに(又は意識していても)提案や肯定(見過ごすことも含む)していませんか？	している <small>することがある が必要 性を説明できる</small>	してい ない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
経済	12	利用者やその家族と、物やお金の貸し借り・授受をしていませんか？(同意なく利用者の金銭の預かりや管理、制限することも含む)	している	してい ない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
放任	13	家族や知人、関係者等が行っている不適切ケアについて、管理者や地域包括支援センター等に連絡・相談せず、そのままにしていませんか？	している	してい ない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
通報義務	14	利用者やその家族の状態や支援体制に課題があると感じても、保険者や地域包括支援センター等に連絡や相談をせず、そのままにしていませんか？	している	してい ない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
職場環境	15	他の職員・関係機関等に対して、利用者に関わることについて相談ができない等、職場・関係機関でのコミュニケーションがとりにくくなっていませんか？	とりにくい	良好	(自分以外の人で) 該当する人がいる

(公財)東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成(2021)

☆無記名で定期的の実施・回収(年数回)し、集計・分析による課題把握を行い運営改善に取り組むことにより虐待防止につながります。また、虐待と思われることがあった場合は市町村へ通報義務があります。管理者や虐待防止研修に関する担当者への相談をする事も効果的です。

参考及び引用) 東京都社会福祉協議会高齢者施設福祉部会生活相談員研修委員会 平成19年度生活相談員スペシャリスト養成研修会Cグループ作成「虐待の芽チェックリスト」社会福祉法人徳心会介護老人福祉施設いずみえん作成「虐待の芽チェックリスト」作成協力) NPO 法人東京都介護支援専門員研究協議会

虐待の芽チェックリスト(訪問サービス版)

虐待の芽や不適切ケアを自己チェックして、高齢者虐待を防止しましょう。

あてはまるチェック欄に○をつけてみてください。その後、結果について話し合う等の機会を作りましょう。

番号	チェック項目	チェック欄(○)		
		している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
1	利用者に友達感覚で接したり、子供扱いしたりしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
2	利用者に対して、アセスメント・居宅サービス計画・介護サービス計画等に基づかず、あだ名や〇〇ちゃん呼び、呼び捨てなどをしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
3	利用者に対して、威圧的な態度、命令口調(「〇〇して」「ダメ!」など)で接していませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
4	利用者への声掛けなしに介助していませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
5	利用者のプライバシーに配慮せず、職員や関係機関同士で話題にしたり個人情報を取り扱ったりしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
6	利用者に対して「ちょっと待って」を乱用し、長時間待たせていませんか？	いる	いない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
7	利用者に意思・意向を確認しないまま勝手に私物を捨てたり、片付けたりしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
8	利用者の呼びかけを無視したり、意見や訴えに否定的な態度をとったりしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
9	食事や入浴介助の無理強いなど、介護方法を工夫しないままに利用者に嫌悪感を抱かせるような援助を強要していませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
10	利用者の身体で遊んだり、人格を無視した関わり(落書きをする、くすぐるなど)をしたりしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
11	利用者や利用者の家族の言動をあざ笑ったり、悪口を言ったりしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
12	利用者やその家族と、物やお金の貸し借り・授受をしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
13	他の職員・関係機関等に対して、利用者に関わることについて相談ができない等、職場・関係機関でのコミュニケーションがとりにくくなっていませんか？	とりにくい	良好	(自分以外の人で) 該当する人がいる
14	家族が行っている不適切ケアについて、誰にも連絡・相談せずそのままにしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
15	居宅サービス計画の内容に課題がある、利用者への支援体制に課題があると感じても、介護支援専門員に連絡・相談せず、そのままにしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる

(公財)東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成(2021)

☆無記名で定期的実施・回収(年数回)し、集計・分析による課題把握を行い運営改善に取り組むことにより虐待防止につながります。また、虐待と思われることがあった場合は市町村へ通報義務があります。管理者や虐待防止研修に関する担当者への相談をする事も効果的です。

参考及び引用)東京都社会福祉協議会高齢者施設福祉部会生活相談員研修委員会 平成19年度生活相談員スペシャリスト養成研修会Cグループ作成「虐待の芽チェックリスト」社会福祉法人徳心会介護老人福祉施設いずみえん作成「虐待の芽チェックリスト」

虐待の芽チェックリスト(通所サービス版)

虐待の芽や不適切ケアを自己チェックして、高齢者虐待を防止しましょう。

あてはまるチェック欄に○をつけてみてください。その後、結果について話し合う等の機会を作りましょう。

番号	チェック項目	チェック欄(○)		
1	利用者に友達感覚で接したり、子供扱いしたりしていませんか？	している	していない	見たこと・ 聞いたことがある
2	利用者に対して、アセスメント・通所介護計画書等に基づかず、あだ名や○○ちゃん呼び、呼び捨てなどをしていませんか？	している	していない	聞いたことがある
3	利用者に対して、威圧的な態度、命令口調(「○○して」「ダメ!」など)で接していませんか？	している	していない	見たこと・ 聞いたことがある
4	利用者への声掛けなしに介助したり、勝手に私物に触ったりしていませんか？	している	していない	見たことがある
5	利用者のプライバシーに配慮せず、職員同士で話題にしたり個人情報を取り扱ったりしていませんか？	している	していない	聞いたことがある
6	利用者に対して、「ちょっと待って」を乱用し、長時間待たせていませんか？	いる	いない	見たこと・ 聞いたことがある
7	利用者の参加しやすさや尊厳保持、自立支援を考えずに、流れ作業的にレクリエーションを実施していませんか？	ある	ない	見たことがある
8	利用者の呼びかけを無視したり、意見や訴えに否定的な態度をとったりしていませんか？	している	していない	見たことがある
9	食事や入浴介助の無理強いなど、利用者に嫌悪感を抱かせるような援助を強要していませんか？	している	していない	見たことがある
10	利用者の身体で遊んだり、人格を無視した関わり(落書きをする、くすぐるなど)をしたりしていませんか？	している	していない	見たことがある
11	利用者や利用者の家族の言動をあざ笑ったり、悪口を言ったりしていませんか？	している	していない	聞いたことがある
12	プライバシーへの配慮に欠けたケア(排泄について大声で話す、カーテンを開けたまま排泄ケアをするなど)をしていませんか？	している	していない	見たことがある
13	利用者に対して乱暴で雑な介助や、いい加減な態度・受け答えをしていませんか？	している	していない	見たこと・ 聞いたことがある
14	他の職員に仕事に関わる相談ができない等、職場でのコミュニケーションがとりにくくなっていませんか？	とりにくい	良好	(自分以外の人で) 該当する人がいる
15	他の職員が行っているサービス提供・ケアに問題があると感じることがありませんか？	ある	ない	—

(公財)東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成(2021)

☆無記名で定期的実施・回収(年数回)し、集計・分析による課題把握を行い運営改善に取り組むことにより虐待防止につながります。また、虐待と思われることがあった場合は市町村へ通報義務があります。管理者や虐待防止研修に関する担当者への相談をする事も効果的です。

参考及び引用)東京都社会福祉協議会高齢者施設福祉部会生活相談員研修委員会 平成19年度生活相談員スペシャリスト養成研修会Cグループ作成「虐待の芽チェックリスト」社会福祉法人徳心会介護老人福祉施設いずみえん作成「虐待の芽チェックリスト」

虐待の芽チェックリスト(入所施設版)

虐待の芽や不適切ケアを自己チェックして、高齢者虐待を防止しましょう。

あてはまるチェック欄に○をつけてみてください。その後、結果について話し合う等の機会を作りましょう。

番号	チェック項目	チェック欄(○)		
		している	していない	見たこと・聞いたことがある
1	利用者に友達感覚で接したり、子供扱いしたりしていませんか？	している	していない	見たこと・聞いたことがある
2	利用者に対して、アセスメント・施設サービス計画書に基づかず、あだ名や〇〇ちゃん呼び、呼び捨てなどをしていませんか？	している	していない	聞いたことがある
3	利用者に対して、威圧的な態度、命令口調(「〇〇して」「ダメ！」など)で接していませんか？	している	していない	見たこと・聞いたことがある
4	利用者への声掛けなしに介助したり、居室に入ったり、勝手に私物に触ったりしていませんか？	している	していない	見たことがある
5	利用者のプライバシーに配慮せず、職員同士で話題にしたり個人情報を取り扱ったりしていませんか？	している	していない	聞いたことがある
6	利用者に対して、「ちょっと待って」を乱用し、長時間待たせていませんか？	いる	いない	見たこと・聞いたことがある
7	利用者に必要な日用品(眼鏡、義歯、補聴器など)や道具(コールボタンなど)が壊れていたり、使えなかったりしていませんか？	している	していない	—
8	利用者の呼びかけやコールを無視したり、意見や訴えに否定的な態度をとったりしていませんか？	している	していない	見たことがある
9	食事や入浴介助の無理強いなど、利用者に嫌悪感を抱かせるような援助を強要していませんか？	している	していない	見たことがある
10	利用者の身体で遊んだり、人格を無視した関わり(落書きをする、くすぐるなど)をしたりしていませんか？	している	していない	見たことがある
11	利用者や利用者の家族の言動をあざ笑ったり、悪口を言ったりしていませんか？	している	していない	聞いたことがある
12	プライバシーへの配慮に欠けたケア(排泄について大声で話す、カーテンを開けたまま排泄ケアをするなど)をしていませんか？	している	していない	見たことがある
13	利用者に対して乱暴で雑な介助や、いい加減な態度・受け答えをしていませんか？	している	していない	見たこと・聞いたことがある
14	他の職員に仕事に関わる相談ができない等、職場でのコミュニケーションがとりにくくなっていませんか？	とりにくい	良好	—
15	他の職員が行っているサービス提供・ケアに問題があると感じることがありますか？	ある	ない	—

(公財)東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成(2021)

☆無記名で定期的実施・回収(年数回)し、集計・分析による課題把握を行い運営改善に取り組むことにより虐待防止につながります。また、虐待と思われることがあった場合は市町村へ通報義務があります。管理者や虐待防止研修に関する担当者への相談をする事も効果的です。

参考及び引用)東京都社会福祉協議会高齢者施設福祉部会生活相談員研修委員会 平成19年度生活相談員スペシャリスト養成研修会Cグループ作成「虐待の芽チェックリスト」社会福祉法人徳心会介護老人福祉施設いずみえん作成「虐待の芽チェックリスト」

虐待の芽チェックリスト活用例①

チェックリストの 目的説明

- チェックリストに取り組む目的として「高齢者の尊厳あるケアの実現」について共有する
- 不適切ケアになっていないかを自己及び他者からの視点によりチェックを行う

チェックリストの 実施

- 定期的実施する（例：半年に1回、研修前等）
- 無記名で回収（フロア・エリア・職種など単位を分けて回収すると分析に役立つ）
- 「高齢者虐待防止のセルフチェックリスト」や「組織体制チェックリスト」も同時に実施する

分析

- 集計し傾向を把握する（小単位ごとの特徴、チェックの多い・少ない項目、前回比較等）
- 課題抽出：①背景や原因について仮説をたてる ②各種会議や委員会等により検討する
- 改善計画を作成する

フィードバック

- 虐待の芽チェックリスト等の実施・分析結果と課題及び改善計画を職員へ説明する
- 虐待の芽チェックリスト等の実施結果を基に具体的取組の実行をする（虐待防止研修等）
- 改善計画に対するモニタリングと評価（PDCAサイクルを回していく）

（公財）東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成

虐待の芽チェックリスト活用例②

- ①チェックリスト実施結果の集計により取組みが進んでいない事項や改善する必要のある事項を抽出する

課題の
抽出

- ②抽出された事項から取り組む内容を確定する（目標の大項目）

取組み
内容の
決定

- ④実施した計画に対してモニタリング、評価する

モニタ
リングと
評価

- ③決定された取り組み内容を具体的に計画して実施する（目標の小項目、期間、進め方、役割等）

取組み
計画の策
定と実施

高齢者虐待防止のセルフチェックリスト

虐待を引き起こしやすい心理状況にうまく対応できれば、虐待を予防できると考えられます。

下記のチェック項目にしたがって、有無にチェックをし、「ある」と答えた時には右の2つの欄を記入してください。

記入後、話し合っ、内容を共有すると、対応方法のバリエーションが広がります。また、チームや組織として相互に助け合う方法を協議することも有効です。詳しくは、裏面の「高齢者虐待防止のセルフチェックリストの使い方」を参考にしてください。

	チェック項目 (虐待につながりやすい心理状況)	有無	どのような状態・状況の時、どう対応していますか？（どう対応したら良いと思いますか？）
1	利用者の「尊厳の保持」という意味が良くわからなくなることがある	ある ない	
2	利用者が「守られるべき立場」にあると思えない時がある	ある ない	
3	利用者に対して丁寧に関われない時がある	ある ない	
4	利用者から拒否的な反応をされ、うまく対応できない事がある	ある ない	
5	利用者に対し、「〇〇してあげているのに」と思い、苛立ちを感じる事がある	ある ない	
6	利用者に「どうして早くできないの？」と問いたくなる時がある	ある ない	
7	利用者が、自分の思う様に行動しない時に苛立ちを感じる事がある	ある ない	
8	利用者から大声で「呼ばれる」「怒鳴られる」時に、大声で言い返したくなる事がある	ある ない	
9	利用者から「叩かれる」「強く掴まれる」時に、ついやり返したくなる時がある	ある ない	
10	排泄介助の場面で臭いが我慢できず、対応するのが嫌になることがある	ある ない	
11	利用者の話を最後まで聞けない、言いたい事や動作を待てないと感じる事がある	ある ない	
12	利用者から呼ばれているのに、聞こえないふりをして反応したくないと感じる事がある	ある ない	

高齢者虐待防止のセルフチェックリストの使い方

ケア・業務に従事する中で、マイナスと思えるような思い・感情が心の中に「生じてしまう」ことそのものが悪いわけではありません。その感情が「生じている」ことに気づき、「しっかりと手当する」「助け合って対応できる環境をつくっていく」ことが大切です。

マイナスと思えるような思い・感情が心の中に「生じている」「ある」と気づいているけれど、「うまく対応できない」ことについて、みんなで振り返り、話し合ってみましょう。

他の人はどのように対応しているのでしょうか？一人で対応できない時、どのようにしたら助け合って対応できるのでしょうか？

マイナスな感情の想起に関係していると思われる項目

○職員の心身の状態

体調は？ストレスは？仕事のやりがいはどうでしょうか？

自分で対応する手立てがありますか？助け合うこと、相談できる場所がありますか？

解決のためのキーワードとして、《感情コントロール》《アンガーマネジメント》

《ストレスマネジメント》等があると考えられます。

○利用者のケアの内容

認知症やBPSDへの対応方法がわからなかったり、どのようなケアの方針なのか共有できていなかったりすることから、大変な思いをしていることはありませんか？

解決のためのキーワードとして、《認知症ケアのツール（センター方式、ひもときシート、『続初めての認知症介護』のシートの活用等）によるアセスメントの見直し》

《認知症ケアのスキルアップ（ユマニチュード等を学ぶ等）》等があると考えられます。

○「場」「時期」

利用者や職員がすべりやすい場所、極端に大変な体勢を余儀なくされるような介護環境等、ハード面での大変さはありませんか？大変さを感じやすい共通の時期、時間帯はありませんか？同じ時期・時間帯、場で、事故やヒヤリハットが多く生じているかもしれません。

解決のためのキーワードとして、《事故報告やヒヤリハット報告の集計・分析・対応の見直し》等があると考えられます。

○相談できる人がいない、気になっても声がかけられない

職員が気軽に声をかけあえるためには、どんな工夫があるとよいと思いますか？悩

んでいる職員が相談しやすい場・関係づくりを、組織として行っていますか？

解決のためのキーワードとして、《メンタルヘルス》《OJT》等があると考えられます。

高齢者虐待防止のための組織体制チェックリスト

組織体制をチェックして、高齢者虐待の防止に努めましょう。あてはまるチェック欄に○をつけてください。

「ない」「わからない」とついた項目について、これからどのように取り組むかを考えることが大切です。

管理職が運営体制の見直しや事業計画立案を行うにあたり、全職員の無記名チェックの結果を分析して参考にする、効果的であると思われます。

番号	チェック項目	チェック欄 (○)		
		ある	ない	わからない
1	組織の理念、倫理綱領、行動規範等を学ぶ機会がある。	ある	ない	わからない
2	ボランティアや実習生の意見を、ケアや体制整備に活かしている。	している	していない	わからない
3	利用者の満足度や意見を把握する機会や取組みを実施している。	している	していない	わからない
4	個別ケア・認知症ケアの改善を言い出しやすい雰囲気がある。	ある	ない	わからない
5	個別ケア・認知症ケアが流れ作業のようになることがない。	ない	ある	わからない
6	ヒヤリハットの内容を分析して傾向を把握し、職員間で共有している。	している	していない	わからない
7	勤務体制や職員の相談体制等、職場環境の改善を積極的に推進している。	している	していない	わからない
8	職員が外部研修に参加しやすい配慮が行われている。	している	していない	わからない
9	外部研修や内部研修の伝達研修や研修レポート等が実際のケアや体制に活かされている。	している	していない	わからない
10	職員の虐待防止に対する意識や日々のサービス提供等の状況把握が行われている。	している	していない	わからない
11	苦情相談窓口を設置し、利用者等に分かりやすく案内している。	している	していない	わからない
12	組織内で職員が孤立しない様な体制作りを行っている。	している	していない	わからない
13	職員が内部研修に参加しやすい配慮（時間、回数、職務としての参加等）がある。	ある	ない	わからない
14	職員が組織内の委員会活動を積極的に行いやすい体制になっている。	している	していない	わからない
15	職員一人ひとりの研修ニーズを明確化して、研修計画が策定されている。	している	していない	わからない
16	利用者の金銭や貴重品を預かっている場合、その管理は複数の職員によるチェック体制のもとになされている。	している	していない	わからない

(公財)東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成

参考) (福)全国社会福祉協議会「障害者の虐待防止に関する検討委員会」作成「施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト A:体制整備チェックリスト 平成23年3月版」

東京都健康長寿医療センター研究所作成「養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のための帳票類等 様式11職員質問票」
(公財)東京都福祉保健財団「平成27年度高齢者権利擁護に係る研修支援・調査研究事業 高齢者虐待防止事例分析検討委員会報告書(養介護施設従事者等による高齢者虐待防止)」平成28年3月

事業所自己点検シート 身体拘束廃止を進めるための18のチェックポイント①

(第3版)

18項目は高齢者痴呆介護研究・研修東京センター(厚生労働省老人保健健康増進等事業):ビデオ「身体拘束」から引用

点検項目1 「身体拘束廃止」をトップが決意し責任を持って取り組んでいるか。		
着眼点	実践	実践記録の提出
① 経営層(理事長・施設長)が身体拘束廃止を宣言し、そのことを明文化している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
② 施設として身体拘束廃止のための具体的な計画を策定している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
③ 施設職員に対して、身体拘束廃止の方針を周知している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
④ 利用者や家族に対して身体拘束廃止の方針を表明している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
点検項目2 「縛らない暮らしと介護」の推進チームを作るなど体制作りをしているか。		
着眼点	実践	実践記録の提出
① 施設内で身体拘束廃止を促進するために、推進チームや委員会などを設置し体制を作っている	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
② 施設内で、担当委員、廃止リーダーを配置するなど、職員が身体拘束廃止について相談できる体制を作っている	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
③ 身体拘束廃止マニュアルや事例集などを設置して、職員が身体拘束廃止の勉強をできる体制を作っている	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
点検項目3 各職の責任者がプロ意識を持ってチームを引っ張り、具体的な行動をとっているか。		
着眼点	実践	実践記録の提出
① 各部署、フロア、ユニットなどの責任者は身体拘束廃止の必要性を認識している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
② 各部署、フロア、ユニットなどの責任者は身体拘束廃止のために具体的に何をすべきか認識している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
③ 各部署、フロア、ユニットなどの責任者は身体拘束廃止の取組みを計画的・継続的に行っている	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
④ 各部署、フロア、ユニットなどがそれぞれ身体拘束廃止の取組みを進めると共に、施設全体として連携している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
点検項目4 「身体拘束とは何か」が明確になっており全職員がそれを言えるか。		
着眼点	実践	実践記録の提出
① 施設として身体拘束に該当する具体的な行為を職員に明示し、周知している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
② 職員が身体拘束であるかどうか判断に迷う場合には、施設としての判断を示し、周知している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
③ 施設の全職員が身体拘束について共通の認識を持っている	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
点検項目5 「なぜ身体拘束がいけないか」の理由を職員全員が言えるか		
着眼点	実践	実践記録の提出
① なぜ、身体拘束がいけないのかを、人権、各種法令の観点から理解している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
② 身体拘束が利用者に、どのような悪影響を与えるのかを理解している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
③ 身体拘束が職員に、どのような悪影響を与えるのかを理解している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
④ 身体拘束を行うことが社会的にも大きな問題であることを理解している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可

事業所自己点検シート 身体拘束廃止を進めるための18のチェックポイント②

(第3版)

点検項目6 身体拘束によるダメージ、非人間性を職員が実感しているか。		
着眼点	実践	実践記録の提出
① 施設の経営層(理事長・施設長)は、身体拘束が職員の罪意識や人権感覚を麻痺させる可能性があることを認識している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
② 施設の経営層(理事長・施設長)は、身体拘束が利用者に恐怖心を与えたり、心身機能低下をもたらす可能性を認識している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
③ 施設は、身体拘束が利用者の心身機能を低下させたり、恐怖心を与えるなどの悪影響があることを、職員に周知している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
④ 施設は、身体拘束を廃止した時の利用者の笑顔の回復や良い方向への状態変化があることを職員に周知している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
点検項目7 個々の拘束に関して、業務上の理由か利用者側の必要性かについて検討しているか。		
着眼点	実践	実践記録の提出
① 緊急やむを得ない場合の「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件について、施設として判断の基準を決めている	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
② 緊急やむを得ない場合の身体拘束を検討する際の、実施手順が決まっている	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
③ 緊急やむを得ない場合の身体拘束を実施する際に、各種法令を遵守している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
点検項目8 全職員が介護の工夫で拘束を招く状況(転びやすさ、おむつはずし等)をなくそうとしているか。		
着眼点	実践	実践記録の提出
① 転倒の可能性、トイレ使用の可能性などを、施設として定めた標準的な方法でアセスメントしている	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
② アセスメントの結果を施設サービス計画に反映している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
③ 職員の介護上の工夫を尊重し、支援する取組みをしている	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
④ 予算を必要とすることでも、可能な限り、対応している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
点検項目9 最新の知識と技術を職員が学ぶ機会を設け積極的に取り入れているか。		
着眼点	実践	実践記録の提出
① 施設は、職員の身体拘束廃止に関する知識と技術などの向上のために、研修計画を策定するなど計画的に取り組んでいる	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
② 施設は、職員が施設内外の身体拘束廃止に関する研修・事例検討会などへ参加することを奨励している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
③ 研修成果を施設全体で共有するための取組みをしている	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
点検項目10 利用者のシグナルに気付く観察技術を高めていく取り組みを行っているか。 (例:観察による気付きの話し合い、観察記録の整備、観察日誌の工夫)		
着眼点	実践	実践記録の提出
① 観察技術向上のために、ベテラン職員が指導するなどの取組みを行っている	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
② 観察記録、観察日誌など帳票を準備して利用している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
③ 介護記録、看護記録と観察記録・日誌で共通に記載すべきこと、それぞれに記載すべきことが明確に区別された上で、関係職員に共有されている	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
④ 観察による気づきについて検討する機会を設け、施設全体に周知している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可

事業所自己点検シート 身体拘束廃止を進めるための18のチェックポイント③

(第3版)

点検項目11 各職員が介護の工夫に取り組み、職種をこえて活発に話し合っているか。		
着眼点	実践	実践記録の提出
① 職員の身体拘束廃止の工夫を評価し促進する取り組みを行っている	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
② 身体拘束を廃止するための取り組みについて、多職種が参加して検討する機会を設けている(検討会の開催やなど)	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
③ 検討会の結果などが施設全体に反映される仕組みを作っている	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
点検項目12 決まった方針や介護内容を介護計画として文書化し、それを指針に全員で取り組んでいるか。		
着眼点	実践	実践記録の提出
① 身体拘束(の廃止)について、施設として定めた標準的な方法でアセスメントしている	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
② サービス担当者会議で身体拘束廃止の可能性を検討している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
③ 施設サービス計画に身体拘束廃止の目標と具体的な支援内容が明記されている	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
④ 施設サービス計画策定に当たっては、利用者と家族の同意を得て、交付している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
⑤ 施設サービス計画は関係する職員に共有されている	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
点検項目13 必要な用具(体にあった車椅子、マット等)を取り入れ、個々の利用者に活用しているか。		
着眼点	実践	実践記録の提出
① 必要な用具について、施設として定めた標準的な方法でアセスメントしている	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
② 利用者1人ひとりに合った用具を使用できるように準備している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
③ 予算を必要とすることでも、可能な限り、対応している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
点検項目14 見守りや、利用者に関わる時間を増やすために業務の見直しを常に行っているか。		
着眼点	実践	実践記録の提出
① 業務の見直しは、すぐに実行できること、中・長期的に取り組むことに分けて、計画的に行っている	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
② 業務の見直しは、随時、行っている	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
③ 業務の見直しを行った場合は、効果評価を行っている	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
点検項目15 見守りや、利用者との関わりを行いやすくするために環境の点検と見直しを行っているか。		
着眼点	実践	実践記録の提出
① 利用者にとって好ましくない環境があるかどうかについてアセスメントしている	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
② 職員にとって負担となったり、介護を実施するのに支障となる環境があるかどうかを確認している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
③ 施設の改修等を必要とするものについては、予算を計上するなど計画的な改善に取り組んでいる	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可

事業所自己点検シート 身体拘束廃止を進めるための18のチェックポイント④

(第3版)

点検項目16 「事故」についての考え方や対応のルールを明確にしているか。		
着眼点	実践	実践記録の提出
① 経営層(理事長・施設長)は、施設職員全般の参画を得て、事故についての考え方や対応ルールを定めている	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
② 施設として、どのようなことが「事故」であるのかを明確に定義している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
③ 施設としてリスクマネジメントを行っている	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
④ 事故を現場職員だけの責任に帰結させない	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
⑤ 施設としてヒヤリハット報告を奨励し、報告書を作成して事故の原因を究明し、関係職員に周知している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
点検項目17 家族に対して拘束廃止の必要性と可能性を説明した上で、協力関係を築いているか。		
着眼点	実践	実践記録の提出
① 家族に対して、身体拘束の弊害と廃止の必要性を分かりやすく説明している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
② 家族に説明する職員が決まっている、あるいは、どの職員が説明しても同じ内容の説明ができるように説明マニュアル等を整備している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
③ 身体拘束廃止に伴うリスクを分かりやすく説明している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
④ 身体拘束をしない介護の方法を分かりやすく説明している	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
点検項目18 拘束廃止の成功体験(職員の努力)を評価し、成功事例と課題を明らかにしているか。		
着眼点	実践	実践記録の提出
① 拘束廃止に成功した職員の努力を評価する仕組みがある	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
② 拘束廃止に成功した事例を検討し、施設全体で共有するために標準化(マニュアル化など)するための取組みをしている	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
③ 施設として成功事例を蓄積し、拘束をしない介護のための知識と技術を普及するための取組みをしている	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可
虐待対応の改善計画への反映		
<input type="checkbox"/> 虐待対応の改善計画にあげて改善すべきことがある <input type="checkbox"/> 虐待対応の改善計画にはあげないが改善すべきことがある <input type="checkbox"/> とくに改善すべきことはない		
[上記の判断をした理由/改善すべきことがある場合は具体的な内容]		



「その人らしさ」を 大切にしたケアを目指して

— 施設・事業所で高齢者虐待防止に取り組む皆さまへ —

高齢者虐待は“だめ／やってはいけない”。そう言われても、どうケアすれば良いか分からないこともあります。この小冊子で、「虐待とは何か」「どう取組めば虐待を防げるのか」を具体的に学び、虐待防止の「はじめの一步」を共に踏み出しましょう。

「その人らしさ」を大切にしたケアを目指して
— 施設・事業所で高齢者虐待防止に取り組む皆さまへ —

小冊子の講師ガイド



目次

はじめに

1	小冊子について	1
2	小冊子を活用した学習の仕方	3
3	小冊子を活用した研修・勉強会例	4
4	各ページの活用方法と解説例（小冊子P1～14）	7
5	研修を実施する際に活用いただけるツールについて	39
6	関連資料	45

小冊子『「その人らしさ」を大切にしたケアを目指して
— 施設・事業所で高齢者虐待防止に取り組む皆さまへ —』の
ダウンロードのご案内

- ※東京都福祉保健財団ホームページ（トップページ）
⇒「高齢者の権利擁護に関する資料のご案内」
⇒3. 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための関連資料

<http://www.fukushizaidan.jp/105kenriyogo/kanrenshiryo/shousasshi.pdf>



老推発第0930第1号
平成22年9月30日

都道府県
各 指定都市 高齢者虐待防止担当部（局）長 あて
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室長

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」
第2条第5項に基づく高齢者虐待の解釈について

日頃より、高齢者虐待の防止及び高齢者の養護者に対する支援の推進に御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」については「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）第2条第5項に規定されているところですが、通報等を受けた場合は、事案について調査を十分に実施した上で同条第5項に照らし、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に該当するかどうか判断することが重要となります。次のような行為は同項に基づく高齢者虐待に該当すると考えられるところであり、該当するか否かについての判断をせずに、例えば「極めて不適切な行為」として処理することは同法では想定されていないことについてご留意願います。

- ・ 入所者を車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げた。
- ・ 裸になった入所者の姿を携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。
- ・ 入所者の顔に落書きをして、それを携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。

今後とも、これらの判断にあつては、調査等を十分に実施した上で、法やマニュアルに照らし慎重かつ適切に判断し、市町村等において判断しがたい事案が発生した場合には、都道府県に相談するとともに、必要に応じて国にも照会するなど、法の趣旨に沿って適正に対応していただきますようお願いいたします。

また、管内の市区町村等への十分な周知についてよろしくお願いいたします。

厚生労働省 老健局 高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室
田中、櫻井
電話：03-5253-1111（内線 3869）
直通：03-3595-2888（夜間）



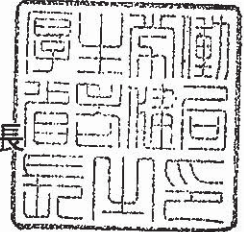


老発 1113 第 1 号
平成 27 年 11 月 13 日



各都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長



養介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止及び
有料老人ホームに対する指導の徹底等について（通知）

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「法」という。）に基づく対応の強化については、平成 27 年 2 月 6 日、老発 0206 第 2 号で高齢者虐待防止等の取組の推進及び市町村に対する周知徹底について、依頼したところです。（別紙 1）

しかしながら、最近、養介護施設従事者等による深刻な高齢者虐待等の事案が複数報道されていますが、利用者が安心して過ごせる環境を提供すべき養介護施設や養介護事業（以下「養介護施設等」という。）でそのような事案が発覚していることは、決してあってはならないことであり、極めて遺憾な事態であります。

つきましては、法に基づく対応を強化するための留意事項等について、改めて下記のとおりお示ししますので、再発防止に向けた取組の強化に努められるとともに、貴管内市町村への周知についてお願い致します。

記

1 高齢者虐待防止における基本的事項

高齢者虐待は、高齢者の尊厳を失わせる重大な問題であり、決してあってはならないことです。養介護施設従事者等を含む全ての国民が、高齢者の権利を擁護し、尊厳を守らなければならないという法の趣旨や内容を十分に理解することが不可欠です。

養介護施設等の管理者においては、日頃から、事業所職員の状況、職場環境の問題等を把握するとともに、必要に応じ、養介護施設等を運営する法人の業務管理責任者に対し、報告等を適切に行う必要があります。当該法人の業務管理責任者は当該報告等に対して、助言や指導を行うことが業務です。このように、法人や事業所では業務管理体制におけるそれぞれの責任を果たす必要があります。

こうした取組が十分でなく、養介護施設従事者等の一人一人の努力にのみ任せていると、職員のストレスが溜まりやすくなり、不適切なケアにつながるなど、高齢者虐待を引き起こす要因となる可能性があります。

養介護施設等においては、事業所におけるストレスを軽減するとともに、介護の質を向上させる仕組みづくりに事業所全体が一丸となって、取り組むことが求められます。

また、行政上の対応では、①高齢者虐待の未然防止、②高齢者虐待の早期発見、③高齢者虐待事案への迅速かつ適切な対応について、市町村を中心として、必要に応じて都

道府県の支援を受けながら対応していくことが重要です。（別紙2・別紙3）

2 高齢者虐待の未然防止

法第20条では、「養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする」とされています。

養介護施設等において、研修、苦情処理及び内部監査を含めた業務管理体制全般について適切に運用されているかどうか、養介護施設等の管理者はもちろんのこと、養介護施設等を運営する法人においても適切に把握することが求められます。このため、都道府県及び市町村においては、①養介護施設等が自ら企画した研修を定期的実施すること、②苦情処理体制が施設長等の責任の下、運用されること、③メンタルヘル스에配慮した職員面談等を組織的に対応すること、④業務管理体制を常に自主的に点検し、必要に応じ、体制の見直しや運用の改善に努めること等について、養介護施設等への指導・助言に努めていただきますようお願いします。

なお、養介護施設等の自主研修の企画においては、認知症介護研究・研修仙台センターが開発した「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及びストレスマネジメント支援に向けた教育システム」(*)も積極的に活用されるよう、養介護施設等への周知をお願いします。

また、これに加えて、都道府県及び市町村においても、これまで以上に高齢者の権利擁護、身体拘束廃止及び虐待防止に関する研修や実地指導等に取り組んでいただく必要があると考えています。

(*) 認知症介護研究・研修仙台センターの開発した教育システム

http://www.dcnnet.gr.jp/support/research/center/detail.html?CENTER_REPORT=58¢er=3

3 虐待事案の早期発見

法第5条第1項では、「養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない」と規定されています。

また、法第21条第1項では、「養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（略）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない」と、養介護施設従事者等の市町村への通報義務が定められています。

さらに、同条第7項では、「養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない」と定められています。

高齢者虐待への対応は、虐待を直ちに発見し、高齢者の安全を確保するため、で

きるだけ早い段階から、高齢者虐待の対応の窓口に情報が提供される必要があります。

については、法第5条第1項、第21条第1項及び同条第7項の規定の内容が徹底されるよう、市町村と連携し、様々な機会を通じて、養介護施設従事者等へ周知・啓発に努めていただくようお願いします。

加えて、社会福祉協議会、民生委員、介護相談員、自治会、NPO、ボランティア団体、家族の会といった地域に密着したメンバーで構成される「早期発見・見守りネットワーク」と日常的に連携協力を図ることは、高齢者虐待を早期に発見する上で、有効であると考えられます。このため、同ネットワークの構築がさらに向上するよう、市町村への助言・支援をお願いします。（別紙4）

4 虐待事案への迅速かつ適切な対応

(1) 初動期段階の体制整備

市町村又は都道府県に対し、虐待の相談・通報があったときは、訪問調査を速やかに実施できるよう、庁内関係部署及び関係機関からの情報収集などの初動期段階の体制を整えておくことが重要です。また、地域包括支援センターにおいては、高齢者虐待防止を含めた権利擁護業務が主要な業務の一つに位置付けられており、市町村は、地域包括支援センターと連携協力して、虐待事案に対応することが求められています。

都道府県及び市町村における体制整備について、積極的な取組をお願いします。

(2) 市町村の対応力強化

虐待事案に迅速に対応するためには、まず、虐待の有無と緊急性を適切に判断することが重要であり、そのためには、市町村担当部署の管理職、担当職員、地域包括支援センター職員によって構成される会議において、市町村の責任の下判断することとなります。

また、事案の内容に応じて、様々な専門的知見に基づく検討・助言が必要となる場合があること、また、生活保護ケースワーカー、保健センター保健師等の庁内関係部署の職員並びに医師、弁護士、社会福祉士等の専門的な助言者の出席を要請することも必要であることから、これらのことを踏まえ、都道府県においては、多職種による会議の設置・運営及び専門的な知見を有する者の活用等について、市町村に対する助言や広域的な観点からの支援をお願いします。

(3) 介護保険法又は老人福祉法の権限行使等

高齢者虐待に関する相談・通報がなされた場合、その内容に関する事実の確認を速やかに行い、高齢者本人等の状況を確認した後、虐待ケースの状況に応じて、養介護施設従事者等による虐待における介護保険法又は老人福祉法の権限行使等を行う必要があります。（別紙5）

都道府県及び市町村においては、引き続き、高齢者虐待事案の内容に応じた適切な対応をお願いします。

5 有料老人ホームに対する指導の徹底等

有料老人ホームの設置運営については、「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（平成14年7月18日付け老発第0718003号 最終改正平成27年3月30日付け老発0330第3号。以下「標準指導指針」という。）において、その指導上の留意点を示しているところです。標準指導指針を参考として、各都道府県等で定められた指導指針等に基づき、貴管内における有料老人ホームの設置者に対して、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、指導の徹底や継続的な指導を行われますようお願いいたします。

また、3月30日付けで標準指導指針の改正を行い、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）についても、標準指導指針の対象に追加しています。ついては、有料老人ホームに該当するサ高住についても、都道府県等において適確に把握した上、老人福祉法及び指導指針に基づく適切な指導を実施されますよう、お願いいたします。

（1）定期的な立入調査等を通じた指導の徹底

各都道府県等におかれては、定期的な立入調査等を通じて、貴管内の有料老人ホームの運営状況の把握に努め、必要に応じて都道府県等が適切に関与できる体制を平時から構築されますようお願いいたします。

特に立入調査に当たっては、介護保険担当部局はじめ他部局とも連携を図り、重要事項説明書の記載内容等に照らしつつ、居室の状況や介護サービスの実施状況等について調査し、必要に応じて指導指針に基づく指導を行うとともに、入居者の処遇に関する不当な行為が認められるときは、入居者の保護を図る観点から、迅速にその改善に必要な措置をとるよう指導等をお願いいたします。また、その後改善策が適切に講じられているかを確認するなど、各都道府県において再発防止に向けた継続的な対応を行われますようお願いいたします。

なお、公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「有老協」という。）では、都道府県等に対して、有料老人ホームの運営や指導に関する情報提供、集団指導への講師派遣など、必要に応じて都道府県等の行政指導に関する協力を行っています。ついては、有料老人ホームに対する指導及び協議に当たっては、必要に応じ、有老協と連携を図られますようお願いいたします。

（2）適正な事業運営に向けた外部点検等の取組

有料老人ホームは、高齢者福祉に大きく関わる住まいの場であり、地域に開かれた存在であることが求められています。また、有料老人ホーム事業の適正な運営に向けては、職員及び入居者以外の第三者的立場にある学識経験者、民生委員等と積極的に連携を図り、外部からの点検が働くような取組も重要です。

ついては、有料老人ホームの設置者に対し、透明性の確保に向けた自主的な取組や地域との定期的な交流など、入居者やその家族はもちろん、地域との繋がりを強化する取組を促進されますようお願いいたします。

老指発 1 1 1 3 第 1 号
平成 2 7 年 1 1 月 1 3 日

都道府県
各 指定都市 介護保険施設等指導監査担当課長 殿
中核市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長
(公 印 省 略)

介護保険施設等における高齢者虐待等に対する指導・監査等
の実施について

介護保険法における介護保険サービス事業所の指導監督については、高齢者の尊厳を支えるよりよいケアを目指し、「介護保険施設等の指導監督について」(平成 18 年 10 月 23 日老発 1023001 号)により、介護サービス事業所等の質の向上を主眼とする「指導」及び指定基準や不正請求、身体拘束及び虐待等が疑われる場合には「監査」の実施をお願いしているところです。

また、介護サービス事業者の業務管理体制の監督については、「介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」(平成 21 年 3 月 30 日老発第 0330077 号)により、介護サービス事業所等における虐待等の不正行為の未然防止のため、事業者の業務管理体制に関する確認検査の実施をお願いしているところです。

しかしながら、今般、養介護施設従事者等による深刻な高齢者虐待事案等が複数の事業所で報告されました。高齢者虐待は、高齢者の尊厳を失わせる重大な問題であり決してあってはならない事です。また、介護保険制度への信頼性に関わる由々しき問題でもあります。

つきましては、今回の介護保険施設等における高齢者虐待等の事案を踏まえ、今後の指導・監査及び業務管理体制の監督について、下記のとおり留意事項を定めましたので、貴管内市町村等にその周知をお願いいたします。

記

1. 高齢者虐待防止等に重点を置いた機動的な指導監査の実施について

通報、苦情等からの監査の実施については、都道府県等において、情報の具体性、信憑性、証拠物の有無、通報・苦情者の状況等を踏まえて個別に判断いただいて実施しているところであるが、その内容が利用者の生命、身体

に関わる事案である場合は、迅速な決断と積極的な実行が必要であることから、事前に通告を行うことなく監査を実施する等、現場の状況に応じ、柔軟に対応すること。また、高齢者虐待との関連が疑われる場合などを含め、当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認する必要がある場合には、上記監査と同様、事前に通知を行うことなく、実地指導を実施することも検討されたい。

2. 関連事業所も含めた重点的な指導・監査の実施について

都道府県等におかれては、限られたマンパワーで指導監査を実施して頂いているところであるが、高齢者虐待事案等問題のあった事業所はもとより、当該事業所の関連する事業所がある場合については優先的に指導・監査を行われたい。また、所管管内において高齢者虐待事案等が生じた場合には集団指導などにおいてその要因等の情報を共有するなど再発防止に努められたい。

3. 自己点検シート等の活用について

高齢者虐待防止を防ぐには、都道府県及び市町村の指導や監査のみならず、事業所自らが行う「自己点検」による確認作業が効果的である。事業所を行う自己点検の実施については、実地指導で活用する自己点検票（チェックシート）を活用する等、事業所の施設管理者等が定期的に虐待防止の観点から是正すべき点がないか自己点検を行うよう指導の徹底を図られたい。

4. 業務管理体制の確認検査における事業者の虐待防止の取組みの確認について

高齢者虐待を未然に防止するためには、施設又は事業所を運営している事業者が適切な業務管理体制を構築することが重要である。

このため、業務管理体制の確認検査では特に、

- ① 虐待防止、認知症ケアなどの研修が効果的に実施されているか。
- ② 内部通報、苦情相談窓口は機能しているか。
- ③ 職員に対するストレスマネジメント、メンタルヘルスケアは実施されているか。

など、虐待事案を未然に防ぐための取組が行われているか検証し、事業者自らが業務管理体制の改善を図れるよう意識づけを行っていただきたい。

老指発 0318 第 1 号
老高発 0318 第 1 号
老認発 0318 第 1 号
令和 3 年 3 月 18 日

都道府県
各 指定都市 福祉担当部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
（ 公 印 省 略 ）

高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための
更なる指導の徹底について

平素より、厚生労働行政の推進に多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 3 年度介護報酬改定に向け、社会保障審議会介護給付費分科会においてとりまとめられた審議報告において、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム等（以下、「高齢者向け住まい等」という。）における適正なサービス提供を確保するため、介護保険サービスが入居者の自立支援や重度化防止につながっているかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図ることとされました。

つきましては、下記に示す内容を踏まえた指導を積極的に行っていただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市町村への周知をお願いいたします。

記

1. 高齢者向け住まい等における家賃等入居契約内容の確認やケアプランの点検・検証

介護保険サービス事業所が併設等する高齢者向け住まい等において、家賃を不当に下げて入居者を集め、その収入の不足分を賄うため、入居者のニーズを超えた過剰な介護保険サービスを提供している場合があるとの指摘があるところ。

このような指摘を踏まえ、都道府県の福祉部局は、住宅部局と連携して、介護保険サービス事業所が併設等する高齢者向け住まいの特定及び入居契約の内容の確認を行い、家賃の設定が不適切な可能性があるもの（不当に低く設定している場合や、要介護度別に家賃を設定している場合等）等の情報を市町村に情報提供すること。

市町村は、介護給付費適正化（特にケアプラン点検）担当部署において、都道府県からの情報等をもとに、不適切なケアプラン（ここで言う不適切なケアプランとは「入居者のニーズを超えた過剰なサービス」を位置づけているプランを指す。）を作成している可能性がある居宅介護支援事業所について、ケアプランの内容が入居者の自立支援や重度化防止等につながっているかの観点からの点検・検証を行っていただきたい。

その結果、介護給付費適正化担当部署において、不適切なケアプランを作成している居宅介護支援事業所が判明した場合は、当該プランを作成した居宅介護支援事業所に対して、ケアプランの改善を指導するとともに、居宅介護支援事業所の運営自体に問題があると判断した場合は、指導監督部署と連携し、実地指導等を実施されたい。また、併せて、不適切なケアプランに基づき介護サービスを提供している事業所への実地指導等を実施されたい。

2. 区分支給限度基準額の利用割合が高い居宅介護支援事業所のケアプランの優先的な点検・検証

上記1の確認・指導の実施にあたっては、介護保険サービス事業所が併設等する高齢者向け住まい等に居住する者のケアプランについて、区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどにより、当該事業者によるケアプランを優先的に点検・検証することが考えられる。

本点検・検証に資するよう、国民健康保険団体連合会が運用する介護給付適正化システムにおいて、このような居宅介護支援事業所を抽出する帳票を作

成できるよう改修等手続きを進めているところ。本システムの改修は本年9月頃を予定しており、将来的には、このような仕組みも活用しながら、点検・検証を行っていただきたい。

なお、令和3年度介護報酬改定において、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占めるケアプランを作成する居宅介護支援事業所が市町村の求めに応じてケアプランを届け出ることなどが規定されているところ（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第1項第18の3）、この取組と共同して点検・検証を行うことも差し支えないが、高齢者向け住まい等におけるサービス提供に関する点検・検証においては、通所介護等、訪問介護以外のサービス利用状況についても着目した点検・検証を行っていただきたい。

3. 高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業の活用

上記1で、ケアプラン点検を行った居宅介護支援事業所を含めて、訪問介護や通所介護等、高齢者向け住まい等に併設する事業所に対する実地指導をまとめて実施する場合には、高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業（詳細は別紙）の活用が可能であり、検討いただきたい。